

2025 年度総務大臣交渉記録（2024/12/23）

自治労は、12 月 23 日 11 時 15 分から、村上総務大臣との定例交渉を行った。自治労からは、石上委員長、木村副委員長、山崎副委員長、伊藤書記長、榎本書記次長が出席、総務省からは、村上大臣、小池公務員部長、越尾公務員課長、神門財政課長、畑山消防・救急課長、進給与能率推進室長、名越デジタル基盤推進室長ほかが出席した。

1. 自治労四役と村上総務大臣との交渉

石上委員長が別紙の要求書を村上総務大臣に手交し、「地方自治の確立、地方分権の推進、又そのための財源確保に向け、ご尽力いただくようお願い申し上げるとともに、引き続き緊張感と信頼感を持ったパートナーとして活発な意見交換をさせていただきたい」と述べ、以下の通り要請した。

(1) 人員と総人件費の確保について

近年、一般行政部門の職員数は微増となっているが、大臣もご承知の通り、子育てや教育、社会保障、雇用対策をはじめ、行政需要は増大し続け、行政のデジタル化への対応も含め業務が多様化・複雑化する中、自治体現場の人員不足は一層深刻化している。

今後、デジタルの進展によって、一定、業務の効率化がはかれる可能性があるが、一方で、公共サービスがカバーすべき範囲は拡大することが想定される。

少子・高齢化が進む中で、アウトリーチを主眼に置いた、本来自治体が果たすべき政策を充実させていくことが求められており、業務・役割に見合った人員配置・体制を構築していくことが喫緊の課題だと考える。

加えて、全国各地で自然災害が頻発し、対応が常態化する中、大規模災害発生時には、対口支援方式などにより、他の自治体が被災自治体を支える仕組みが定着しつつある。

一方、被災自治体は自らの地域の公共サービスを維持しながら、復旧・復興業務を行うこととなるため、中長期的な支援が必要となる。

しかし、協力しようにも派遣する自治体の側にも人的な余裕がないのが実態である。能登半島地震では、支援の長期化により応援職員の確保が困難となった自治体もある。

それぞれの自治体が、必要とされるサービスを十分に提供し、また、災害が頻発・甚大化する中で非常事態にも対応できる人員を確保していくことが不可欠であり、総務省には、改めて、必要な人員体制が構築できるよう、引き続きの総人件費の確保にご尽力いただきたい。

(2) 地方財政計画全体の確保について

骨太の方針 2024 では、総務省のご尽力もあり、前年度を下回らないよう地方一般財源総額を確保することが示され、同様に 2025 年度政府予算概算要求がされていることは承知をしている。

一方で、先ほど申し上げた通り、行政需要は増加の一途であり、また、物価の高騰などが続く中であって、自治体運営、さらには公立・公的医療機関の経営をより悪化させるなど、財政的にも様々な影響を与えている。こうした状況について、大臣はどのようにお考えか。

安定的かつ持続的な行政運営の実現、そして住民の求める行政サービスに的確に対応する、セーフティネットとして役割を発揮していくためにも、人件費を含めた必要財源の確保が不可欠であり、大臣には引き続きご尽力いただくことを強く求めておく。

加えて、政府が重要課題と位置付ける価格転嫁についてである。自治体は当然ながら、発注者として労務費の適切な転嫁に取り組まなければならない立場・責任がある。

また、骨太の方針 2024 では、総額確保にあたって「地域における賃金と物価の好循環の実現を支える地方行財政基盤の持続性を確保・強化する」としている。

地域における賃上げ、そして地域経済の底上げのためにも価格転嫁は不可欠であり、自治体において積極的な対応が行われるよう、必要な財政措置を講じていただくことを願います。

以上、現場実態を踏まえた人員の確保、人件費を含めた必要財源の確保の 2 点について申し上げたが、大臣のご見解をお聞かせいただきたい。

これに対し、村上大臣は、まず「自治労におかれては、結成以来 70 年にわたり、地方自治の確立・発展のため、また、地方公共団体で働く公務員の皆さまため、その役割を果たしてこられたことに敬意を表する。今後とも、それぞれの立場から地方自治を一層推進していけるよう、忌憚のない意見交換をお願いしたい」と述べ、以下の通り回答した。

(1) 人員と総人件費の確保について

自治体の定員管理については、行政需要の変化に対応できるよう、各自治体において、それぞれご判断いただくことが基本である。各自治体では、行政需要の変化に対応した、メリハリのある人員配置を行っていただいていると承知している。

近年では、一般行政部門の職員数は、防災・減災や新型コロナウイルス感染症対策などへの対応により、9 年連続で増加し、2023 年 4 月までの間で約 3.4 万人の増となっている。

今後とも、自治体の実態などを十分に踏まえながら、適切な職員数を地方財政計画に計上してまいりたい。

自治体情報システムの標準化については、デジタル基盤改革支援補助金で支援している。

全国の自治体への調査を踏まえ、2024 年度補正予算において 194 億円を計上し、補正後の総額としては 7,182 億円としている。

引き続き、関係省庁とも連携しつつ、各自治体のご意見等を丁寧に向いながら、円滑かつ安全な標準準拠システムへの移行も含めた DX の取組を支援していくとともに、その担い手となる人材の確保・育成に取り組んでまいりたい。

(2) 地方財政計画全体の確保について

社会保障関係費、人件費の増加や物価高などが見込まれる中で、自治体が、様々な行政課題に対応しつつ、安定的に行政サービスを提供していくためには、地方が自由に使える一般財源総額の確保が大変重要である。

2025 年度以降も、引き続き、「骨太方針 2024」を踏まえ、必要な一般財源総額の確保に向けて、しっかりと取り組んでまいりたい。

物価高騰に対しては、これまでも、自治体のサービス・施設管理等の委託料の増加を地方財政計画に反映するとともに、普通交付税において、適切に措置を講じている。また、建設事業費の上昇を踏まえ、地方債の建築単価の上限を上げる措置も講じている。

今後とも、物価の動向等を注視し、自治体が必要な行政サービスを提供しつつ、安定的な財政運営を行っていくことができるよう、適切に対応してまいりたい。

最後に、石上委員長が以下の通り重ねて要請し、基本要求に関する交渉を締めくくった。

(1) 能登半島における復旧・復興

地震、そして水害に見舞われた能登半島では復旧・復興が続いており、被災自治体職員は懸命に対応にあたっている。しかし、地震の発生からもうすぐ1年が経過しようとする中で、被災地の現状などの報道も減少し、世間の関心も薄れはじめているのではと強く危惧している。

復旧・復興は道半ばであり、長期にわたる対応が求められる状況にあることから、政府、とくに総務省には、被災地と被災自治体、そして職員に寄り添いながら、人的・財政的支援など必要な対策を継続していただくことを要望する。

(2) 税制改正議論と財源確保

減税政策を含む 2025 年度税制改正に関わって。物価高騰等を踏まえた見直し議論が行われることは一定評価しつつも、地方税の減収など、住民への直接的なサービスを担う自治体、地方財政に大きく影響する内容も含まれており、地方団体からも懸念の声があがっている。重ねて、大臣には、行政運営に支障が生じることのないよう、必要財源の確保にむけご尽力いただくことを強く求めておく。

(3) 人材確保と処遇改善

応募者の減少や若年・中堅層の早期退職も後を絶たず、人材確保は喫緊の課題である。有為な人材を確保するためにも、全ての職員の処遇改善が必要であることを強く申し上げておく。

以上、様々な課題を申し上げたが、地方行政を所掌する大臣、総務省として、引き続き、ご尽力いただくことを強くお願い申し上げる。

2. 自治労委員長と総務大臣との消防職員に関する定例協議

引き続き、消防職員に関する定例協議として、石上委員長は以下の通り要請した。

(1) 消防職員の勤務時間の取り扱いについて

能登半島で発生した大地震や豪雨災害をはじめ、大規模災害が毎年のように発生し、非常事態が日常化しつつある中で、消防需要は高まり続けている。

また、高齢化の進展等により、救急出動件数・救急搬送人員とも増大しており、都市部の救急隊では連続出動が常態化している実態にある。

現在の消防職員の勤務体制は3交替制・2交替制で、1当務24時間拘束のうち15時間30分が正規の勤務時間とされているが、残り8時間30分は休憩・仮眠時間とされ、賃金の支払い対象とはなっていない。

しかし、とくに救急隊は、増え続ける出動要請に対応するため、この休憩・仮眠時間を削って対応している。消防庁は、この勤務時間管理について、2003年の消防消第206号通知で、出動等により勤務を余儀なくされ取得できなかった休憩時間について、その後の正規の勤務時間の繰り下げにより、当初の指定時間とは別の時間帯に振り替える運用についても明記しているが、これを根拠に、休憩・仮眠時間に業務に対応した部分の時間外勤務手当を支払わない消防本部が散見される。

また、消防庁は、仮眠時間について「命令のない限りは何らかの義務提供が義務付けられているところではなく、休憩時間である」との見解を示している。しかし、消防職員は「休憩時間の自由利用原則」の適用が除外されており、休憩であっても外出することは許されず、出動発生に備え待機することとされていることから、指揮命令下におかれていることは明らかである。

過去最多の出動回数の記録が更新され続ける中で、休憩・仮眠時間にも出動が求められている実情を鑑みれば、仮眠時間は指揮命令下から離れた状態とはいえず、拘束時間すべてを勤務時間とする取り扱いにすべきではないか。

隣国韓国の消防では、同様に24時間拘束しているが、休憩・仮眠時間を含めすべてを勤務時間とされている。また、民間の事例にはなるが、東京メトロでは24時間拘束される全泊勤務の職員の休憩や睡眠時間が労働時間に該当するとして、労働基準監督署から86億円の割増賃金を支払うよう、本年8月に是正勧告を受けている。

日本においても、消防職員の勤務実態を踏まえて、早急に勤務時間の考え方を見直すよう要望する。

消防職員の勤務時間に関する大臣の所見をお聞かせ願いたい。

(2) 消防職員の団結権問題について

2024年6月、ILO第112回総会において、2018年以来6年ぶりに日本の公務員の労働基本権の制約状況が基準適用委員会の個別審査にかけられた。

2019年1月に政府自らの決意表明のもとに設置された「ILO総会の議長集約にかかる定期協議」において、引き続き協議を継続していくこととなっているが、改めて、政府に

は責任をもってわれわれと向き合っていただき、ILOからの再三にわたる指摘を受け入れ、消防職員に団結権を付与すべきと考える。

大臣の、消防職員の団結権の付与についての見解をお聞かせ願いたい。

これに対し村上大臣は、「全国の救急隊員をはじめ、消防職員の皆様の日々のご尽力に、心からの感謝を申し上げ、敬意を表する」と述べた上で、以下の通り回答した。

(1) 消防職員の勤務時間の取り扱いについて

交替制勤務の中で、仮眠や食事等に充てられる休憩時間は、命令のない限り勤務時間には該当しないものと考えている。

休憩時間については、労働基準法で自由利用の原則が規定されているが、消防業務の特殊性から、消防職員については、その適用が除外されているところである。

また、休憩時間に火災出動等を行った場合、休憩時間を取得できない状況も生じる。こうした勤務時間を休憩時間に振り替えることができなかった場合は、時間外勤務として整理する必要がある。

勤務時間の適正な管理や指定された休憩時間中に発生した勤務の取扱いについては、適切な労務管理を図る観点からも、遺漏のない対応が必要であり、引き続き、その徹底を図ってまいりたい。

(2) 消防職員の団結権問題について

総務省と自治労との定期協議については、2018年のILO総会基準適用委員会の議長集約を受け、2019年1月以来、現在まで12回にわたり、定期的に実務者レベルでの協議が続けてきているものである。

今後とも、真摯に、自治労との実務者協議を継続してまいりたいと考えている。

また、消防職員の団結権を含む地方公務員の労働基本権の在り方については、法令上、「国家公務員の労使関係制度に係る措置に併せ、これと整合性をもって、検討する」と規定されている。

国家公務員の労働基本権の在り方については、政府として「多岐にわたる課題があることから、これまでの経緯などを踏まえ、引き続き慎重に検討する必要がある」と国会で答弁しているところである。

今後とも、消防職員の団結権を含む地方公務員の労働基本権の在り方については、国家公務員についての動向を踏まえ、関係者のご意見をよく伺いながら対応してまいりたい。

この回答を受け、石上委員長は、「職員が安心して働き続けることのできる消防職場としていくためにも、民主的な労使関係が不可欠であり、それには団結権以外にはないことを強く指摘しておきたい。大臣には、重ねて、消防職員の団結権をはじめ、公務員の労働基本権問題についての前向きな取り組みを強く要請する」と述べ、定例協議を終えた。

以 上